

令和7年11月 東御市教育委員会 定例会会議録

1 日 時

令和7年（2025年）11月26日（水）午前9時から午前10時30分まで

2 場 所

中央公民館 学習室5

3 議 題

（1）協議（審議・検討）

- 議案第47号 東御市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
議案第48号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第49号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第50号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第51号 補正予算について
議案第52号 教育課の組織改正について
議案第53号 児童館運営委員の推薦依頼について
議案第54号 指定校変更の認定について

（2）重点取組み

- ア 不登校対応について
イ 部活動の地域移行について

（3）報告

- ア 教育課
- (ア) いじめの状況等について
(イ) 区域外就学について
(ウ) 東部地区小学校給食センター建設事業について
(エ) 学校給食無償化に向けた課題について

イ 保育課

- (ア) 令和8年度入園受付について

ウ 地域づくり支援課

- (ア) 令和7年度生涯学習講座の開講状況と令和8年度のスケジュールについて
(イ) ネットリテラシー講演会について

エ 文化・スポーツ振興課

- (ア) 文書館運営委員会の開催について

4 出席者

○教育長

山 口 千 春

○教育委員

教育長職務代理者 小 林 経 明

委 員 直 井 良 一

委 員 五十嵐 英 美

委 員 小 林 利 佳

委 員 富 岡 志津子

○その他

滝澤教育次長、土屋教育課長、春原保育課長、柳橋地域づくり支援課長、

小林学校教育係長、小宮山学校施設係長、池田学校人権同和教育係長、

大塚保育係長、日向文化振興係長、

塙田指導主事、宮下指導主事、岡澤指導主事、田中指導主事、

塙田学校教育係主任、原澤公民館長

会議録

滝澤教育次長

ただいまから、11月度定例教育委員会を始めます。それでは、教育長から開会宣言をお願いします。

山口教育長

それでは、11月度定例教育委員会を始めます。

滝澤教育次長

続きまして、教育長あいさつをお願いします。

山口教育長

本日はお集まりいただきありがとうございます。

小学校の音楽会は、和小学校以外の4校で終了しました。児童が表情良く体でリズムを取りながら、元気に合唱・合奏を発表していました。それぞれの立場の先生方の子どもたちへの支援に感謝です。特に、集団に入りにくい子どもたちや特性のある子どもたちがどう音楽会に関わることができなのか、支援会議等で話題になり、保護者と相談しながら当日までの支援を考え実施したことと思われます。保護者の前で思い切り自己表現ができることと成就感をもって終えられた子どもたちは自分に自信を持て、自身で区切りがつけられ、次の活動・学習に入りやすいと思います。

11月6日に東部中学校3学年で総合的な学習の時間の発表会が開催されました。「東御市の未来について」という大テーマのもと、クラスごとに小テーマを決めて学習し、タブレットを使った発表を行いました。どのクラスも、インターネット等での調査学習だけでなく、実際に現場に行った体験や取材を通して、感じたり考えたりしたことをもとに、現状や課題をまとめ、それらを勘案して、「東御市の未来」に向けた提言が具体的にできていました。発表スライドの内容も、写真や動画等の体験取材をもとにした現場の生の声のほか、生徒が取材や体験で感じた感想や分析等、説得力のあるものが多くありました。1年生の時から通じて行っている総合的な学習において、この3年間で一番良い発表態度と発表内容であると感じました。

11月7日には北御牧中学校であけぼの祭が行われました。これは人権同和教育の一環として北御牧中学校で長年行われているものです。学年ごとに取り組み内容は異なりますが、差別のおこりや部落差別を受けた職業について、また、明治以降の部落差別に立ち向かった人等についてグループごとに発表を行いました。3年生ではグループでの発表の他、ディベート形式での発表をしたところもあります。この活動は学校全体で行いますので、後輩が先輩の姿を見られる良い機会でもあり、北御牧中学校独自の特色ある活動です。

11月13日には北御牧地区保小中交流会が行われました。年長、小学校6学年、中学校3学年が一同に会し、歌の発表や中学校探検を行いました。また、子どもたちだけでなく、保育士、教員の大人たちも子どもたちの成長を俯瞰できる機会となっています。今年度は保護者の参観もあり、他市町村ではあまり見られない交流です。「一人で学ぶ（自学）」と「みんなで学ぶ（協働）」から学ぶ、体験を通して学ぶ、そして学んだことを自分の言葉やスライドを駆使して他者を意識して発表する活動を、保育や学校教育でバランスよく子どもたちの発達段階に応じて計画・実施していくことは、「生きる力」を育むうえで大変必要なことだと思います。小学校の運動会や音楽会、校外学習や学習発表会、中学校の文化祭や発表会、小中学校の修学旅行等の「体験を通してみんなで学ぶ」活動は、座学では得られない様々な教育的意義があることを子どもたちの姿から改めて強く感じました。

本日は総合教育会議もありますのでよろしくお願ひします。

（1）協議（審議・検討）

山口教育長

議案第47号東御市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、説明を求めます。

大塚保育係長

乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、令和8年度から子ども・子育て支援法に規定された給付事業として全国でスタートしますが、本条例は保育施設等が提供する乳児等通園支援が、乳児等支援給付費の対象として認められるかを市が確認するための基準として定めるものになります。

次に制定の概要についてですが、適切な環境の確保や関係機関との連携等の一般原則のほか、利用定員に関する基準、子ども及び保護者に対する面談の実施や乳児等支援給付費の額に係る通知、運営規程の策定等の運営に関する基準を定めていますが、第14条を除き、国が示す基準であります令和7年内閣府令第95号の「特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に従う内容としています。

また、施行期日は、令和8年4月1日と考えています。

また、第14条には市の独自基準を盛り込んでいます。内閣府令では、法定代理受領により事業者が給付費の支給を受けた場合は、保護者に対して、その給付費の額を通知しなければならないとされていますが、市では施設の事務負担軽減を図るため、当該保護者から求めがあった場合にのみ通知することとしています。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

小林職務代理

資料内の「従るべき基準」、「参酌すべき基準」とはどういうものでしょうか。

大塚保育係長

従るべき基準とは、内閣府令で示されている国の基準と異なる内容を定めることが許容されないものになります。また、参酌すべき基準とは、内閣府令で示されている国の基準を十分に参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものになります。

山口教育長

参酌すべき基準であれば、内閣府令を基に、市独自の基準を制定してよいということでしょうか。

大塚保育係長

そのとおりです。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは、承認ということでお願いします。

続きまして、議案第48号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明を求めます。

大塚保育係長

条例の名称は、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」です。

関係条例は、東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、東御市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3本になりますが、これらの条例の基となる内閣府令が、児童福祉法等の一部改正する法律の施行に伴い改正されたため、これら3本の条例の改正を行います。

次に改正の概要です。今回の児童福祉法の改正により、これまで国家戦略特別区域法に

基づく国家戦略特別区域内に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたため、保育所等の各施設に置かなければならないとされている保育士に、地域限定保育士を加える改正を行います。また、条文中に引用する条項の整理を行います。

施行期日は公布の日と考えています。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは、承認ということでお願いします。

続きまして、議案第 49 号東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

大塚保育係長

この改正は、条例の基となる内閣府令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に改正の概要です。教育・保育給付認定子どもに対して、特定教育・保育施設の職員が行ってはならない禁止行為に、職員が幼保連携型認定こども園又は幼稚園の職員である場合の規定を加えるものであります。

施行期日は、公布の日と考えています。

なお、今回改正する条文が適用される施設は、市内ではくるみ幼稚園になります。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは承認ということでお願いします。

続きまして、議案第 50 号東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

大塚保育係長

この改正は、条例の基となる厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に改正の概要です。母子保健法第 12 条又は第 13 条に規定にする健康診査等が行われている乳幼児に対しては、利用開始時等の健康診断は行わないことができるとするものであります。

施行期日は、公布の日と考えています。

なお、この条例が適用される施設は、市内ではおひさまこども園です。

小林職務代理

市内には家庭的保育事業はあるのでしょうか。

大塚保育係長

家庭的保育事業はありません。小規模保育事業のみとなっています。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは承認ということでお願いします。

続きまして、議案第 51 号補正予算について、説明を求めます。

土屋教育課長

12 月議会に上程する補正予算についてです。

(第 4 号補正予算について説明)

(第 5 号補正予算について説明)

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは承認ということでお願いします。

続きまして、議案第 52 号教育課の組織改正について、説明を求めます。

土屋教育課長

現在教育課は、教育課長の下に学校教育係、学校施設係、学校人権同和教育係の 3 つの係があります。このうち学校人権同和教育係について、人権同和政策課長の下の人権同和政策係が学校人権同和教育係の業務を行い、学校人権同和教育係の廃止とするものです。学校人権同和教育係の業務は補助執行とします。この改正により業務内容については大きな変更はありません。来年度から一本化し、業務改善を図るものです。

小林職務代理

人権部門の職員が、定例教育委員会への出席はなくなるのでしょうか。

土屋教育課長

議題や報告等がある場合のみ、出席することを想定しています。

小林委員

組織改正に関わり、学校人権に関する内容はどのように扱っていくのでしょうか。

土屋教育課長

人権同和政策係が担当することになります。ただし、指導主事は今までと同様に人権同和政策課と教育課の併任となります。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは、承認でお願いします。

続きまして、議案第 53 号児童館運営委員の推薦依頼について、説明を求めます。

小林学校教育係長

児童館運営委員会の委員の任期満了に伴い、改選となりますので、教育委員から 1 名推薦をお願いします。任期は委嘱の日から 2 年間となります。

小林職務代理

小林委員が良いと思います。

山口教育長

他の方はご意見等ありますでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは、小林委員にお願いします。

続きまして、議案第 54 号就学指定校の認定について、この内容は、個人情報を含むため秘密会としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは秘密会とします。

続きまして、(2) 重点取組みに移ります。ア 不登校対応について、説明を求めます。

塙田指導主事

ア 不登校対応について、説明します。(個人が特定される情報は非公開)

各校から報告があった児童生徒は小学校 36 人、中学校 80 人です。30 日以上の長期欠席の中で理由が「不登校」の児童生徒数は、小学校 12 人で前月比 3 人増、中学校 39 人で前月比増減なしです。

小中学校とも状況を精査すると、文科省の不登校の長期化の基準である「90 日以上の欠席」は小中学校併せて 12 人です。各児童生徒の状況を確認すると、家庭環境の調整の必要性を感じるものが多くありました。今後は、12 月に各校を訪問し、令和 8 年度の集団不適応・不登校対応体制の各校の課題及び、取組の優先順位を聞き取るとともに、特に現時点で欠席 50 日を超えている児童生徒への支援の方法を相談したいと思います。

小林職務代理

中学校の中でも特に 3 学年の不登校生徒の数が比較的少ないと思われます。過去に比べて不登校の状況が改善されていると思います。

山口教育長

塚田指導主事には個人別に丁寧に学校へフィードバックしてもらっています。

小林職務代理

中学校3年生は今後進路決定がありますがその点はどのような対応になっているのでしょうか。

塚田指導主事

進路希望の状況や確定したところで報告してもらうように学校に依頼しています。

山口教育長

フリースクールに行った場合の登校扱いはどのようになっていますでしょうか。

塚田指導主事

フリースクールへの通学を登校扱いにするかどうかはこれまで学校長判断としていましたが、市としてどのような基準とするのかは検討が必要です。取り扱いのガイドラインの必要性を感じています。

山口教育長

続きまして、イ 部活動の地域移行について、説明を求めます。

塚田指導主事

国では、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめの内容を受け、新たなガイドラインの策定を進めています。新たなガイドラインの骨子案の中で、市町村等による地域クラブ活動の認定制度の構築が記載されており、今後、市としても認定制度を整理する必要が出てくる可能性があるため、国・県の情報を収集しつつ、市に即した認定要件を検討していきます。

県では国の動きを受け、「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」の策定に向けて動いており、移行スケジュールについては従来から変更なく、休日部活については令和8年度末、平日については順次可能なものからという方針です。

先日11月17日に部活動地域移行検討委員会を実施しました。いただいたご意見を踏まえ、市の部活動地域移行の方針として、「休日の部活動は、令和8年度末までに地域移行完了を目指す」、「平日の部活動は、地域移行が可能になった種目から柔軟に対応する」、「平日の地域移行が完了しない限り、部活動は維持される」の大きく3つを保護者へ説明していきたいと考えています。

山口教育長

続きまして、(3) 報告に移ります。ア 教育課から報告をお願いします。

岡澤指導主事

(ア)いじめの状況等について、報告します。(個人が特定される情報は非公開)

小中学校併せて新規報告4件、継続報告1件となりました。これまでの傾向と同じく、言葉に関する報告が多くありました。報告のされた中で、特別支援学級に入級している児童生徒に対する見方がクラスによっては悪い見方をしていることが伺えます。特別支援学級の子どもたちに対して周りの子どもたちがどのように見ていくのかということが今後の課題であると思われます。

五十嵐委員

国や県でいじめの件数を調査していますが、県に報告するいじめの基準は何かあるのでしょうか。また、この数年の中で、いじめ報告を行っているのでしょうか。

塚田指導主事

3月に文科省の生徒指導調査があります。この調査はいじめが小中学校で何件どのようないじめがあったのか、どのような対応をしたのかという報告をしています。その際に、文科省調査と毎月の教育委員会への報告を同じにするということで学校と決めています。

報告する基準は、「本人が侵害行為を受けたと感じるもの」で、該当するものは全て挙げています。市としていじめの把握に敏感な学校体制づくりに重点を置いています。

塚田学校教育係主任

(イ)区域外就学について、報告します。(個人が特定される情報は非公開)

小宮山学校施設係長

(ウ)東部地区小学校給食センター建設事業について、報告します。

はじめに、これまでの経過についてです。建築許可申請において、10月に公聴会、11月に建築許可審査会が開催されました。公聴会には、地域住民の方が1名参加されたほか、消防署、市建設課からそれぞれ職員が参加しました。会の中で、消防署の職員から法に沿った形での整備をお願いしたい旨の意見が述べられました。建築許可審査会は傍聴ができませんでしたが、後日県に確認したところ、特に大きな問題はなく許可の手続きを進めているとのことです。月内には建築許可がおりるとの見込みです。建築許可後、正式に建築確認申請の手続きを行います。2~3月頃に建築確認許可を受けて、実際に建築に着手することになります。併せて、造成工事にも着手しています。造成工事の業者決定、発注をしています。現在準備工事をしており、12月から建築敷地の造成工事が開始され、4月頃

までを目指しています。建物本体の建築の実施設計を11月末に完了する予定です。

次に今後のスケジュールについてです。国の学校施設環境改善交付金が国の補正予算成立によって令和7年度の前倒しで事業内示をいただけた場合、センター建設工事の部分は、3月議会で予算等を諮り、3月中に発注をしたいと考えています。この給食センター建設計画が開始した令和5～7年度までの間に、建築関係の物価が約21%高騰しており、令和8年度の発注の場合はさらに5%程度の単価の見直しが必要となります。そのため、今年度中に発注を行いたいと考えています。業者決定後、議会の議決を要する内容になりますので5月に臨時議会の招集、6月に建設工事の開始という流れを検討しています。このスケジュールが遅れるとセンター運用開始時期そのものがずれ、予算額の上昇ということになります。

発注前には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第28条第2項に基づき、市に対して教育財産の取得についての申し出等の手続きも行う必要があります。その際定例教育委員会での協議をさせていただきたいと思います。

なお、建物の平面計画等については、これまでにお示ししてきた内容と大きな変更はありません。現在、部材等の数量の積算をまとめている状況です。

小林職務代理

インターネットのLAN関係はどのようになっていますでしょうか。有線でしょうか、無線でしょうか。

小宮山学校施設係長

電気関係の中でLAN関係について扱っています。市情報推進係、東御市GIGAスクール運営支援センターと打ち合わせして計画を進めています。基本的には有線で繋ぎますが、一部については無線での対応とする可能性があります。

(I) 学校給食無償化に向けた課題について、報告します。

国の3党合意により、小学校は令和8年度から、中学校はできる限り速やかに給食費無償化を実現するということで合意されていましたが、その後制度設計の具体的な方向が示されていない状況でした。高市総裁が総理大臣就任の記者会見の際に給食費無償化は令和8年4月から実施すると明言し、11月14日付信濃毎日新聞の記事では3党の検討事項として取り上げています。具体的には保護者の所得にかかわらず一律の支援を行うこと、自治体に対して予算補助することで検討していくということです。また支援基準額は、2023年度実態調査を踏まえて平均月額4,700円程度をもとに検討していくということです。ただし、地産地消、特色ある給食教育自治体があることから、保護者からの給食費の徴収を可能とする余地を残すということです。また、給食費無償化を恒久的に実施するために、既存の教育財源を原資とせずに新たな財源を確保する方向であること、国と地方の役割分担を整理した上で、財源の負担割合について協議を進めていくことが、現在、3党の

中で検討をしている事項です。

これらの方向が示されたことから、令和8年度における市の負担額について、4パターンでシミュレーションを行いました。1つ目が無償化されなかった場合、2つ目が無償化されて財源の全額を国が負担する場合、3つ目が無償化されて財源を国と市が1/2ずつ負担する場合、4つ目が無償化されて財源を国が1/2、県と市が1/4ずつ負担する場合です。現段階では、制度設計がどのようになるかわからない中での試算となっています。

いずれにおいても、国で給食費無償化の検討が現在進められており、早ければ月内にはある程度の制度設計を固めたいという報道があります。また、無償化は全額国負担ではありませんので、一定程度の市負担が発生するということになっています。今後早急な検討が必要となってきます。

山口教育長

続きまして、イ 保育課の報告をお願いします。

春原保育課長

(ア) 令和8年度入園受付について、報告します。

令和8年4月から7月までに入園を希望する方の申請について、今月5日から受付を行っています。現在110名の申請がありました。昨年度より55名減少しています。入園申請者のうち、3歳未満児の入園希望者の割合が増えていますので、3歳以上児の入園希望者は年々減少傾向にあります。

今後のスケジュールです。11月末を一時締切として入園調整を行います。この入園調整につきましては、基準表をもとに保育が必要な理由を数値化して点数の高い世帯を優先します。第1希望の園に入園できない方については、12月中旬までに連絡、説明をして、入園可能な園を案内し入園先を確定します。その後1月中旬に入園決定通知書を送付します。各施設では、1月下旬から2月にかけて入園準備説明会、1日入園等を実施することになっています。

山口教育長

続きまして、ウ 地域づくり支援課の報告をお願いします。

原澤公民館長

(ア) 令和7年度生涯学習講座の開講状況と令和8年度のスケジュールについて、報告します。

現在、生涯学習講座は改革中であり教育委員会の皆様にも報告させていただいています。昨年度から、生涯学習講座として不開講となった講座へ申し込んだ方には、社会教育団体設立のための会合設定等の支援や公民館サロンの利用案内等を行ってきました。こうした

対応後の結果、22 講座が、これまでであれば不開講講座となってしまうところでしたが活動できる場がつくられました。今年度の講座成立数は、生涯学習講座も含めて 88 講座、86.2%の成立率となりました。昨年募集をかけて成立した講座と比べて開講講座数、成立率いずれも増加しています。

今後は、生涯学習講座の修了生が社会教育団体の自主運営団体として、活動を進めていきます。社会教育団体が、生涯学習講座の修了生の受け皿的存在になると見込んでいますので、社会教育団体の活動支援を厚くしていきたいと考えています。1つ目は社会教育団体代表者会の開催と活動支援の周知です。活動の成果を発表する場の支援を行っていきます。会員募集についても生涯学習講座募集と併せて行っています。公民館が伴走していきたいという試みを始めました。2つ目は東御市文化協会への接続や連携についても協議をしていきたいと考えています。

最後に、令和8年度のスケジュールです。基本的には令和7年度と同様になっています。11月末で生涯学習講座の募集を締め切り、講座数の確定を行います。2月市報等で受講生募集の周知を行います。3月に講座開講・不開講が決まりますので、特に不開講となった講座には、社会教育団体等の活動への繋ぎを今年度の対応を活かしながら行っていきます。また、次年度は連続受講3年までになっているため、大勢の修了生が出る予定です。その方々への自主運営化への支援や開講者への周知を行っていきます。

8月定例教育委員会でも報告しましたが、『月刊公民館』10月号の記事に夏休みに実施している子ども講座を取り上げてもらっています。是非ご一読ください。

柳橋地域づくり支援課長

(イ) ネットリテラシー講演会について、報告します。12月13日に中央公民館でネットリテラシー講演会を開催します。信州大学佐藤広英准教授にお越しいただき、『インターネット広告に騙される心理』と題して講演いただきます。教育委員の皆様にもぜひお越しいただければと思います。

山口教育長

続きまして、エ 文化・スポーツ振興課の報告をお願いします。

日向文化振興係長

(ア) 文書館運営委員会の開催について、報告します。12月16日に文書館で令和7年度第1回文書館運営委員会を開催します。内容は委員5名への委嘱と、令和6年度の実績報告、令和7年度文書館作業の進捗状況について、文書館所蔵文書の公開についての3つの協議を行う予定です。

山口教育長

それでは、11月度定例教育委員会を閉会します。